

## 中等教育の一環としての高校職業教育

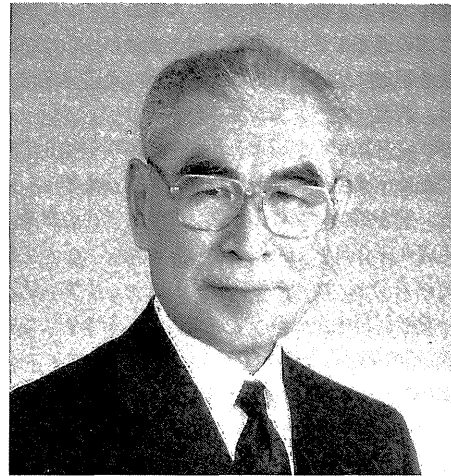
佐々木 享

はじめに  
 大学入試者選抜制度の硬直性と柔軟性  
 中等教育としての職業教育(実業教育)  
 官立実業専門学校の入学者選抜の柔軟性  
 アーティキュレーションの微妙な変化  
 アーティキュレーションをめぐる体験  
 むすび

### はじめに

1995年3月8日に、「スペシャリストへの道——職業教育の活性化方策に関する調査研究会議」という文書が文部省から公表された<sup>1)</sup>。ここでは、この文書が提起した高校職業教育を活性化する方策の一つを手がかりにして、教育制度としての高校職業学科の特質について若干の考察をくわえてみようとおもう。

高等学校職業学科は、周知のように、在籍生徒の比率でみると1973年頃まではほぼ40%前後で推移してきたのに、この年以後一貫して漸減し、最近では25%を割るに至っている。一方教育課程の面で見ると、1978年の高校学習指導要領の改訂以来、高校職業学科では専門科目の単位数の比率が低下するなど、その専門教育は従来よりも徐々に弱められてきたようにおもわれる。普通教育科目の単位数の比率が大きくなっていることは、高校教育としても、またそれが専門教育の基礎を拡充するという意味でも、重要なことである。しかし、高校の総単位数は専門学科をふくめて減少傾向にあり、高校職業教育のあり方は改めて問われている。こうしたなかで文部省は高校教育に関して多面的な改革をかつてなく積極的にすすめており<sup>2)</sup>、1993年3月には高等学校設置基準第5条を改正し、普通科でもなく、専門学科でもない第3の学科として総合学科を新たに制度化した。総合学科は、1995年度までにまだ23校に設置されたに過ぎないけれども、近い将来には、各都道府県に少なくとも1校、できれば全国のすべての通学区に1校は設置するようにしたい意向であると



いわれている<sup>3)</sup>。現実の総合学科の創設は、職業学科の解体・再編による場合が少なくない。こうした事情があるので、近年では、高校職業学科の存在の意味が改めて問われている。したがって、この「スペシャリストへの道」という報告書は、これをまとめた会議の名称や報告書の題名からして、専門教育を強化しようとするかのような印象を与える点で注目された。

この報告書の骨格は、予期に反して、一読した限りでは、近年すでにたびたび強調されてきた施策を改めて羅列したに過ぎない感があり、ことに教育課程編成などについては1989年3月に改訂された高等学校学習指導要領の趣旨の域を出るものではないようにおもわれた<sup>4)</sup>。注目すべき点は、職業学科の改革というより

もむしろ、①職業学科を専門学科、いわゆる職業高校を専門学校と呼ぶように提言していること、および、②大学入学者選抜に関して、専門学科卒業者を帰国子女の扱いと同様に、一般の入学志願者とは別のそのための定員枠を設けて選抜する方式をとるよう提言していること、すなわち職業学科の扱い方、位置づけについて提言している点にあるようにおもわれる。このうち職業高校を専門高校へというネーミングの変更については、それがどの程度のイメージ・チェンジにつながるのか推測する判断材料がないので、ここではもう1つの問題、すなわち大学入学者選抜における専門学科卒業者の扱いについての改革提言について考察し、このことをとおして中等教育の一環としての職業教育という学校体系上の興味ある問題を考えてみたい。

この報告書の改革提言は、間もなく、95年5月26日付の高等教育局長通知で出された「平成8年度大学入学者選抜実施要項」に反映された。これにより、実際に専門学科卒業者に別枠選抜を実施するかどうかは、個々の大学・学部判断にゆだねられた。

今回の通知を受けて専門学科卒業者についての別枠選抜を早速に1996年度入試から採用した国立大学としては、新潟大学工学部が知られる。

95年11月初旬に発表された同学部の『平成8年度専門高校卒業生選抜（前期日程）学生募集要項』によると、同学部では高校の工業に関する学科の卒業者及び平成8年3月卒業予定者につき機械システム工学、電気電子工学、情報工学、化学システム工学、建設工学、機能材料工学の全6学科で各2名を募集している（同学部の学科ごとの学生募集定員は、機械システム工学100名、電気電子工学85名、情報工学97名、化学システム工学90名、建設工学85名、機能材料工学50名である）。この場合、志願者には大学入試センター試験の受験ももとめられている。いわゆる第2次試験は、「個別学力検査」と称して、機械システム工学科では「機械設計」を課すなどのように各学科ごとに指定する工業に関する科目につき実施するとされている。

大学入学者選抜における専門学科卒業者の別枠選抜に筆者がこだわるのは、こうした措置は職業学科の社会的なステータスの向上に連なり、職業学科関係者に歓迎されるに違いないという点にとどまらない。この措置は、一方で大学入学者選抜制度のあり方を柔軟化するという興味深い問題を投げかけているし、また他方で、学校体系における高等職業学科の位置づけ、大学教育のあり方という点でも、教育学に対して重要な論点を提供していると考えられるからである。

なお、今回の通知以前から、少ないけれども、職業

学科卒業者と指定して推薦入学による選抜方式を採用している大学・学部があった。こうした従前からのものについても、後にふれる。

ここで問われているのは、たんなる入学者選抜制度の問題ではなく、究極的には高校—大学の接続関係であり、広くいえば、下級学校と上級学校との接続関係、すなわち教育学にいうところのアーティキュレーションの問題である<sup>5)</sup>。ここでは、高校—大学の接続関係がもつ多面的な特徴の一端を解明してみたい。このアーティキュレーション如何は筆者も個人的に体験した問題でもあり、この点についてものちに言及する。

## 大学入学者選抜制度の硬直性と柔軟性

まず、選抜制度の柔軟化という論点に注目してみる。

現代日本の大学入学者選抜制度は、元来、①大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を選抜するという能力・適性の原則、②公正かつ妥当な方法で選抜するという公正・妥当の原則、③選抜のために高等学校の教育を乱さないよう配慮するという高校教育尊重の原則、の3つの原則の微妙なバランスの上に運用されている<sup>6)</sup>。

新制大学発足から暫くの間は、全志願者に同一の学力検査を課し（同一といっても、社会、数学、理科、外国語については、科目の選択は認められていた）、その高得点者から合格させることだけが、公正・妥当な方法と考えられ、面接は全面的に禁止され、推薦入学なども認められなかった（東京芸大など特殊な専攻で実技試験を課すことだけは、例外的に認められていた）。国公立大学についてみれば、当初は、学力検査（の科目数）を学部毎に変えることさえしなかった。

やがて能力・適性原則をより重視するようになると、理系学部と文系学部とでは学力検査科目（の数）を変えるなどの方式がとられるようになった。

学力検査の教科・科目の種類や出題の範囲を高等学校学習指導要領（具体的には教科書の範囲）に対応させていることは、高校教育尊重の原則にそった措置である。したがって、学力検査の科目の種類や出題範囲などは、高等学校学習指導要領の改訂に対応して変化する（この対応関係の変化をふくむ戦後すなわち新制大学の入学者選抜制度の変遷の概要を図にしめす）。しかし、高校側は高校教育尊重の原則を重視して、調査書を重視するよう一貫して主張してきたけれども、後に容認されるに至った推薦入学を別とすると、実際には、内申書の扱いは最も軽く扱われてきたといわざるをえない。

文部省の「大学入学者選抜実施要項」が推薦入学を

初めて容認したのは、1966年であった(僅かではあるけれども、私立大学ではこれ以前から推薦入学を実施している大学があった)。しかし、国公立大学には依然として学力検査だけが公正・妥当とする考え方が強く、この一点だけをとってみても、「公正・妥当の原則イコール全受験生に共通の学力検査」という考え方の根強さがわかる。しかし、共通第一次試験の導入を契機として国公立大学の中にも推薦入学を採用する大学が生まれ始めた。このことは、国公立大学の中にも、能力・適性原則を優先させながら、同時に、公正・妥当の原則を柔軟に運用して行く考え方が生まれてきたことを示唆しているようにおもわれる。

公正・妥当原則についての硬直的な解釈から弾力的な解釈への変化を象徴したのは、障害者の扱いであった。同一問題を同一条件で課すこと(だけ)が公正・妥当な方法だと考えられている限りは、障害者にはそれに応じた特別な出題方法が必要だという考えが生まれなかった。くわしい経過を省略せざるをえないけれども、障害者団体等の要求やこれに応えるべく努力した国大協の審議などを経て、障害者には特別な配慮をすべきことを文部省が「大学入学者選抜実施要項」に記載するようになったのは、1974年以降のことであった。こうした経過を経て、1979年度から導入された共通第一次試験では、同じ条件では受験できないからといって障害者を排除するのではなく、障害者が受験可能な条件をつくるよう配慮するようになった。筆者の理解では、この変化は共通第一次試験導入がもたらした最も重要な変化の一つであった。

障害者に対する配慮はこれにとどまらなかった。障害者に対しては入学試験の受験条件について配慮するだけでなく、入学後の学習条件が伴わなければならないといういわば当然の考えが承認されるようになってきた。すなわち、国立大学においても、障害者を入学させた場合には、施設を改善するなどの措置がとられるようになった。これを要約すれば、障害者の大学入学に関してアーティキュレーションが改善されるようになったといえよう。

今回の職業学科出身者に対する別枠選抜の先例とされる帰国子女特別選抜やいわゆる社会人特別選抜が文部省の「大学入学者選抜要項」に初めて記載されたのは、1978年であった。こうして、公正・妥当の原則に幅をもたせる考え方が、ほんの少しずつ生まれてきた。

しかし、高校には普通科だけでなく職業学科もあることを考慮すべきだとする高校教育尊重の原則から導かれるべき考え方は、能力・適性原則や公正・妥当の原則のかけがえなく、容易に認められるに至らなかつ

た。種々な理由があるにしても、これは、戦前の官立実業専門学校が実業学校出身者に種々な配慮をしていたことと比べると、まことに対照的であった。

こうした経過からみて、職業学科卒業者に別枠選抜をとるという今回の提言とそれに続く「大学入学者選抜実施要項」の改訂は、学校体系上の職業学科の位置づけという点でも興味深い問題を投げかけている。

## 中等教育としての職業教育(実業教育)

元来高校教育を中等教育、高校を中等学校と称するのは、その卒業生に大学進学が道が開かれているからである。同年齢の者を対象とする教育(機関)であっても、その卒業生に大学進学が道が開かれていない場合には、中等教育(中等学校)とはいえない。制度上、職業学科は高等学校の一環とされており、その卒業生には大学入学資格が与えられている。その意味で、高校職業教育もまたれっきとした中等教育である。実際、学科によるバラつきはあるけれども、困難な壁を乗り越えて大学等に進学した職業学科の卒業生は、1994年度には10.7%であった。

学科設置の目的からすれば高校職業学科の卒業生は直ちに就職して実社会で働くことを本旨としており、その意味でこの学科設置の主たる目的が大学進学にあるとはいえない。しかしその卒業生に、形式的制度的にはともかく、実質的に大学進学が道が開かれていないとすれば、そこでは中等教育の実質が失われているといわなくてはならない。ことに近年のように普通科、職業学科を問わず大学進学希望者が激増している状況のもとでは、大学進学が道が実質的に開かれているかどうかは、切実な関心事になっている。その意味で今回の提言が大学入試に関して職業学科卒業生に対して別枠選抜を提言していることは、重要である。

教育制度上、今日の高校職業学科が高等学校すなわち中等学校の一環として位置づけられていることは、学校教育法の規定からみても明確である。普通科のみならず職業学科をも制度上のいわゆる正規の中等学校として位置づけていることは、現代日本の中等学校制度の一つの重要な特徴となっている。

ところで、中等教育段階の職業教育(戦前の用語では実業教育)に中等教育の性格を与える制度上の仕組みは、戦後になってから形成されたのではなく、戦前、すなわち旧学制下において早くから形成されていた。すなわち、今日の高校職業学科(職業学科のみ)の高校の場合は職業高校)の前身にあたる実業学校(実業学校の存在形態は多様であり、ここで問題とするのは、事実上、甲種実業学校に限られる。)は、旧学制

下にすでにいろいろな制度面で中等学校またはそれと同列の学校として位置づけられていた。

戦前日本では、男子が進学する中学校と高等学校(1886年の中学校令では尋常中学校と高等中学校)とがいわゆる正系の中等学校とみなされていた。これらの学校が帝国大学(及び大学令以後の大学をふくむ)に進学し得る正規の課程とされていたからである。したがって、実業学校を中等学校あるいはそれと同列の学校とみなすかどうかは、専ら中学校(あるいは高等学校)との対比で論じられてきた。

教育研究史上よく知られているように、実業学校が(高等女学校とともに)教育法令上に中学校と並ぶ中等学校として位置づけられたのは、1943年の中等学校令においてであった。しかし、実業学校を中学校と同列に位置づける社会システムやそれによる慣行は、これよりずっと以前から形成されていた。

その第一は、兵役法制上の位置づけであった。1889(明治22)年に大改正された徴兵令は、中学校の生徒に満26歳まで徴兵を猶予する特典を与えるとともに、中学校の卒業生に一年志願兵の制度を適用する特典を与えていた。一年志願兵制度とは、満17歳以上27歳未満で官立府県立学校(小学高等学校を除く)の卒業証書を所持し、服役中の食料被服等の費用を自弁するものは、願により1年間陸軍現役に服せしめる制度であった。服役期間は、一般の徴兵の者が現役3年、予備役4年4か月、後備役5年とされたのに対し、この学校卒業生には現役1年のほか、予備役も2年、後備役5年とされたのであるから、大きな特典であった。

1889年5月6日の文部省訓令は、徴兵令にいう「中学校ノ学科制度ト同等以上ト認ムヘキ学校」として「普通学校ニ在リテハ中学校ノ成規ニ準拠シタルモノタルヘク農商工等ノ実業学校ニ在リテハ入学生徒ハ高等小学校卒業ノ者若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スル者ニシテ三箇年以上ノ学科課程ヲ備フルモノタルヘク……」として要件をしめし、この要件を満たす学校に稟申せしめた。これにより「中学校ノ学科程度ト同等以上」の認定を受けた最初の実業学校は、京都府立京都商業学校、宮城県立宮城農学校、兵庫県立神戸商業学校であり、早くも同年中に上記3校と11の実業学校がこの認定を受けた。いずれも後の甲種実業学校である。以後、多くの学校がこの認定を受けた。

当時は、小学校は4・4制で、尋常中学校は高等小学校2年修了を入学資格とし、修業年限は5年であった。兵役法上の扱いに限ってのことであるけれども、入学時の年齢は異なっても卒業時の年齢が中学校と等しくなる実業学校を「中学校ノ学科程度ト同等以上」

とみなす制度がこうして定着していった。徴兵制の存在しない現代日本に生きる者には想像しにくいことであるけれども、兵役は戦前日本の全国民ことに男子の重要な関心事であったから、実業学校を中学校と同等の学校とみなす慣行は急速に定着して行ったものとおもわれる。

第二は、天皇の官吏の任用規定である文官任用令上の実業学校の位置づけであった。

1887(明治20)年には、日本のメリットクラシーの開幕をつけるものといわれる文官試験補及見習規則(勅令第37号)が公布され<sup>7)</sup>、ついで1893(明治26)年には文官任用令が制定された。後者の第二条は以下の如く規定していた。

判任文官ハ別ニ任用ノ規定ヲ設クルモノノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス  
 一 普通文官試験ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者  
 二 高等文官試験ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者  
 三 官公立尋常中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル官公立学校ノ卒業証書ヲ有スル者  
 (以下略)

この規定による「尋常中学校ト同等以上」の学校の認定は、1896(明治29)年6月25日の文部省告示によって初めて行われ、「元官立東京大学予備門」以下31校が認定された。この中には、県立石川県農学校など後の甲種実業学校の多くがふくまれている。

文官任用令による学校の位置づけは、兵役法制程の広範な国民の関心事であったとはいえないであろうけれども、官尊民卑の意識が著しい時代であったから、絶大な効用をもったものと推察される。

これ以後、徴兵令及び文官任用令上の各学校の認定は、それぞれ別個になされる方式が暫く続いた。しかし、1899(明治32)年7月28日の鳥取県立鳥取農業学校本科を認定する告示以後は、ひとつの告示で徴兵令による認定と文官任用令による認定とを同時に行うようになった<sup>8)</sup>。

第三は、学校体系上の位置づけであった。学校体系上の実業学校の位置は、まず、1903年(明治36)年3月27日制定の専門学校令により与えられた。この世紀転換期には、小学校—中学校—高等学校—帝国大学といういわゆる正系の学校体系を整備するとともに、小学校からすすむ学校としては、中学校のほかにも高等女学校令(1899年)により高等女学校の制度が、また実業学校令(1899年)により実業学校の制度が確立した。さらに、中学校、高等女学校、実業学校からすすむ学校として専門学校令の制度が確立した<sup>9)</sup>。

専門学校令は、専門学校の入学資格を次のように規

定していた。

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

上記規定に基づいて定められた専門学校入学者検定規程(明治36年3月31日文部省令第14号)は検定を試験検定と無試験検定に分け、試験検定は、「官立、公立ノ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ニ於テ便宜」に実施するものとされた。試験検定に合格することは極めて困難であったといわれるが、実施時期も一定せず、1924年までの試験検定の実態は今日までのところ明かでない。

ここで問題となるのは、無試験検定である。

無試験検定は、同規程第八条一号に基づき、文部大臣が指定した学校の卒業者にたいして、当該専門学校が無試験検定合格とみなす方法である。この無試験検定の指定は、特定の専門学校の入学に関してのみ認められるいわゆる特定指定と、すべての専門学校について認めるいわゆる一般指定の二種にわかれていた。学習院中等学科、青山学院中等科等のように中学校令によらず中学校程度の教育を行っている学校や師範学校が後者に指定されていた。甲種実業学校および工業学校については、農業学校卒業者は高等農林学校に、工業学校卒業者は高等工業学校に、というように同系統の専門学校についてのみ入学資格が認められており、これを限定指定と称した。いずれにせよ、実業学校卒業者に上級学校進学資格を与えたことは、学校体系上の実業学校の位置に独特の性格を与えることになった。

なお、専検に合格した者及び専検の一般指定を受けた者は、専門学校への入学資格だけでなく、1904年の「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」の一部改正によって、高等学校大学予科への入学資格も与えられた。こうして、少なくとも制度としては、中学校卒業という学歴のない者にも高校大学予科への進学の道が開かれた。このうち、一般指定を受ける者は中学校教育に準じた教育を受けているので別格であるが、こうした教育を受けた者とともに、学歴がなくても検定に通ればいわゆる正系の学校とされていた高校大学予科に進学できる道を開いたことは、その進学経路が異常に困難なものであったとはいえ、わが国の進学制度の一つの特色をなしていたといえることができる。

実際には、実業学校から高等学校へ進学しようとする

者、異なった種類の実業専門学校へ進学しようとする者(たとえば農業学校から高等工業学校に進学しようとする者)はほとんどなかったから、限定指定でも大きな支障はなかった。しかしそれでも、1924年には、文部省告示第109号により、すべてのいわゆる甲種程度の実業学校卒業者に一般指定が与えられた。これにより、上級学校入学資格に関する限り、実業学校は中学校と同等に位置づけられた。ただし、この措置によって、実業学校から高等学校への進学者が顕著になったとか、異種の実業専門学校への進学者がふえたという徴候は知られていない。

### 官立実業専門学校の入学者選抜の柔軟性

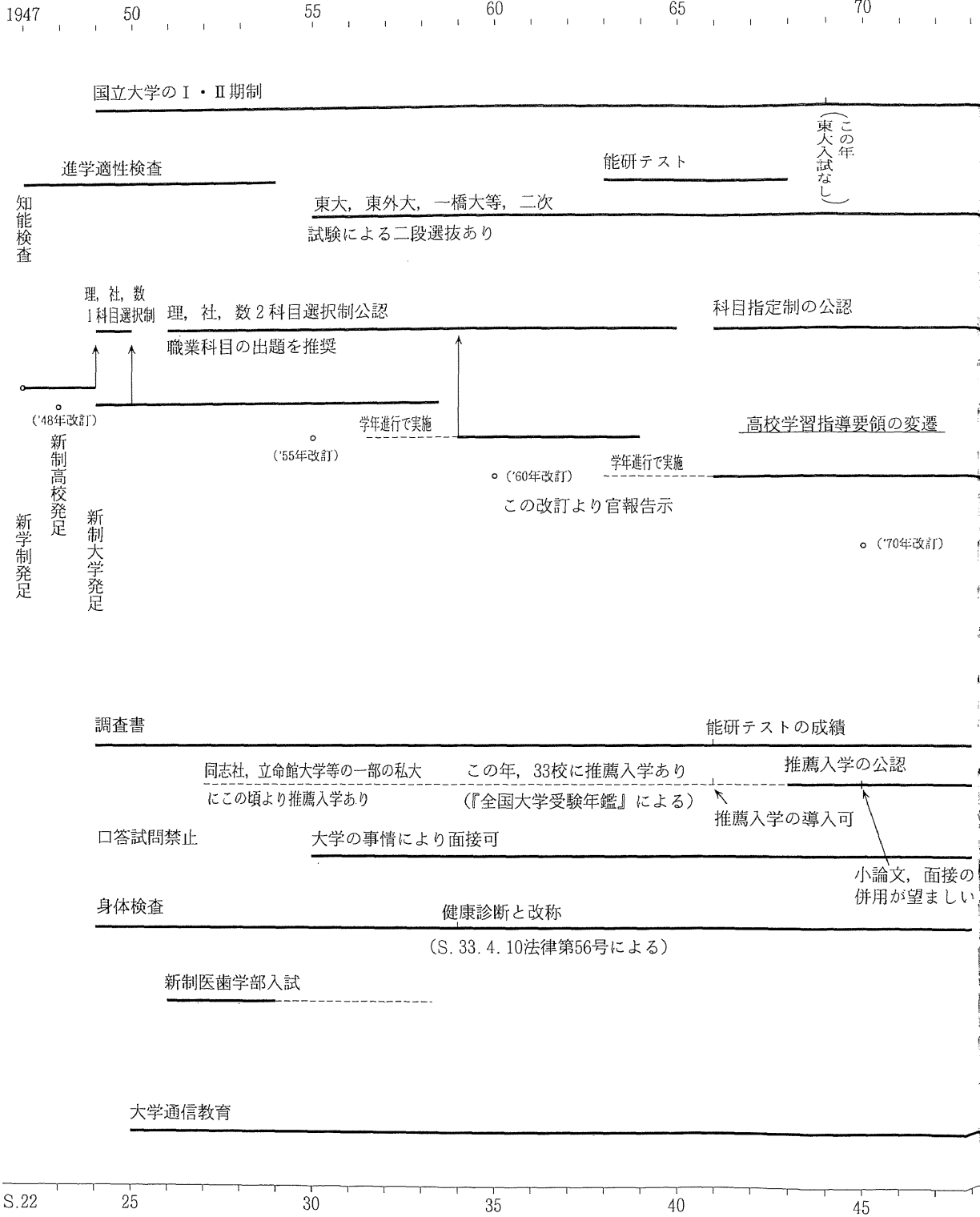
以上にのべたことは、入学資格に関する事項である。法令にいう入学資格が実態において受験資格に過ぎないことは、現在も昔も変わらない。

この点で注目されることは、実業専門学校が実業学校卒業者にたんに受験資格を与えただけでなく、入学者選抜の方法の面で実業学校卒業者に対してさまざまな配慮をしていたことである。すなわち実業専門学校は、入学者選抜の学力検査科目等において中学校卒業者を対象とすることを基本としながら、実業学校卒業者に一定の配慮をしていることが多かった。実業学校出身者に一定の配慮をする学校が多かったことは、官立実業専門学校の入試制度の重要な特色であった。この特別な措置は三種に類型化できる。

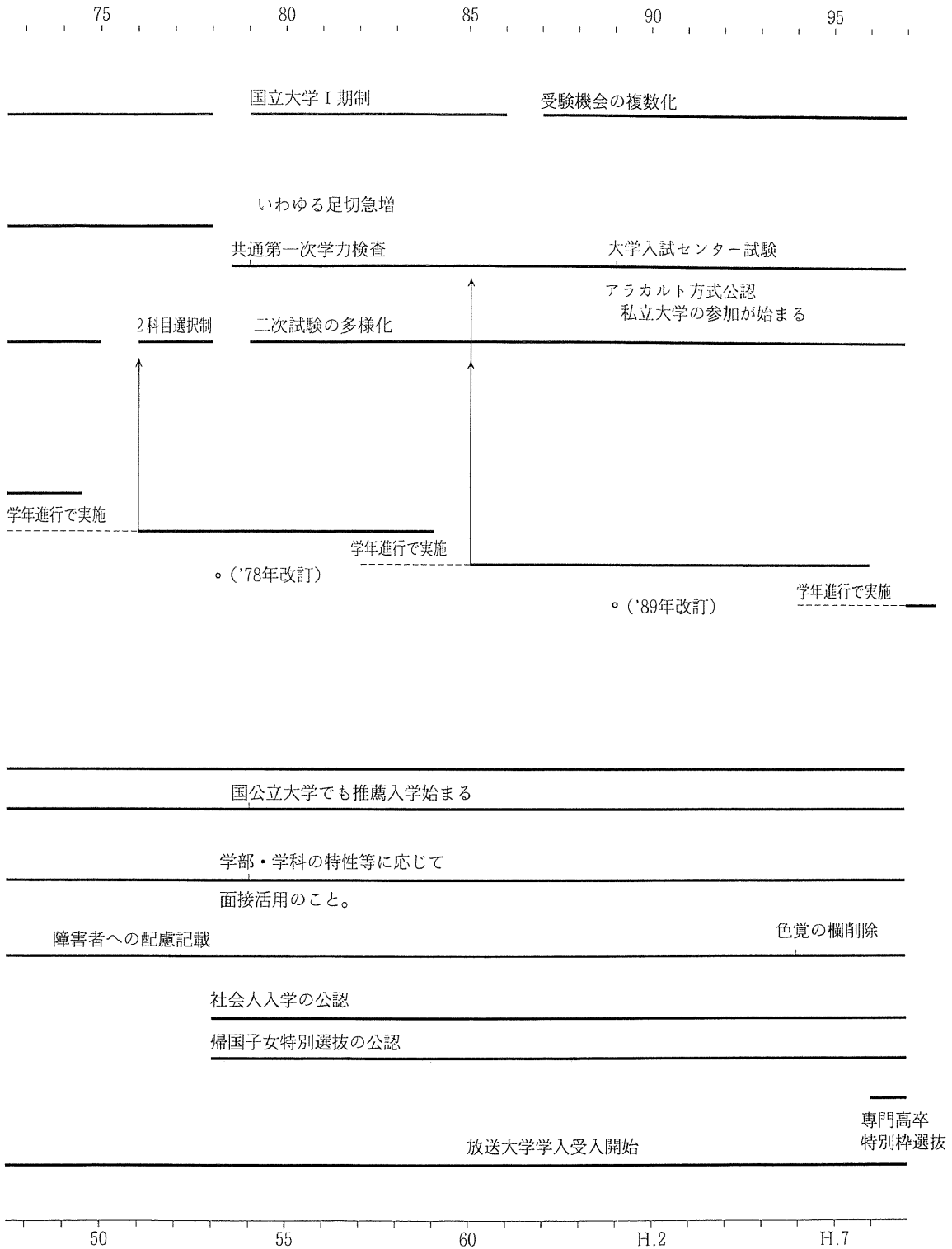
第一の類型は、中学校出身者と実業学校出身者とを、それぞれ別定員として募集する方式で、神戸高等商業学校〔神戸大経済学部、経営学部、法学部の前身〕(1902年-1919年)、京都高等工芸学校〔京都工織大工芸学部の前身〕(1902年-1948年)がともに創立当初から実施した。この方式は、今日でいう別枠選抜にあたる。なお京都高等工芸学校はこの方式を変えないまま、1938年から44年まで推薦入学方式を併用していた。

第二の類型は、入試の学科試験の科目の一部を中学校出身者と実業学校出身者とで別にする方式で、高等商業学校において、中学校出身者には数学を課し、商業学校出身者には数学の代わりに商事要項を課す、などの方式である。初期の東京高等商業学校〔一橋大の前身〕をのぞき、すべての官立高等商業学校と、東京、神戸の両高等商船学校とがこの方式をとっていた。入学後の教育課程も一部異なっていたところからみると、実質的には入学定員もある枠組みで分けていたのかもしれない。たとえば高岡高等商業学校〔富山大経済学部の前身〕の場合、規則などに明示されてはなかったが、はじめから中学校卒業者と商業学校卒業者のク

大学入学者選抜



制度の変遷



ラスを編成していたところを見ると、同校のこの方式は第一の類型と同型であったといえる。なお、高等農業学校にもこの方式をとる学校があった。しかし高等工業学校でこの方式を採用する学校は、京都高等工芸学校などほんの一部に過ぎなかった。工業学校から高等工業学校へ入学した者が他の種類の専門学校に比して少なかったのは、このためかも知れない。

第三の類型は、出身学校での成績優秀の者を学科試験なしで採用する無試験検定による選抜である。それは、いわゆる内申書、推薦状、口頭試問を基本としており、その実施形態は多様であった。1928年以後には高等商業、高等農業のほか高等工業でも併用する学校がふえたこと、とくに盛岡高等農林学校〔岩手大農学部的前身〕と横浜高等工業学校〔横浜国大工学部的前身〕とがこの年から数年間にわたり試験検定（学科試験）入試を全廃し、入学者全員を無試験検定で採用していたことが注目される<sup>10)</sup>。この無試験検定により実業学校から実業専門学校に進学した者もかなりの数になっていた。

なお学科試験の科目数についてみると、学校ごとにとことなるので一概にはいえないが、1920年代から入試科目を減らす高等学校が出はじめており、1928年以後は4科目以内とされ、1945年をのぞき、常態となった。1940年代には、農、工、商の学校種別ごとに官立専門学校の試験科目も統一された。

官立実業専門学校入試が高校のそれとことなる点のひとつは、入試を本校所在地以外の都市でも同時に実施する学校が多かったことである。入試期日も高校のように全校を統一したことはなく、その設定には種々なくふうがこらされた。

このように旧学制下の学校体系や専門学校の入学者選抜制度には柔軟性があったけれども、実際に、実業学校からどれ程の者が進学したかが問題となる。

昨95年9月17日に逝去された故五十嵐顕先生は、商業学校から第四高等学校へ進学され、さらに東京帝大文学部にすまされた。しかし、このように実業学校から旧制高校に進学した人は極めてまれで、統計上はほとんど無視し得る程に少ない。

これに対して、実業学校から専門学校に進学した者、統計にそくしていえば、実業専門学校入学者中に占める実業学校出身者はかなりの数にのぼった。

官立実業専門学校入学者中に実業学校出身者が占める比率は、1924年から1942年まで『文部省年報』で調べることができる<sup>11)</sup>。年により、また学校により変動はあるけれども、官立学校全体としてみると、実業学校出身者は総じて、高等農業学校、高等商業学校に多

く、高等工業学校には少なかった。

全官立高等農業学校入学者中に実業学校出身者が占める比率は、50%を越えた年（1924年、1942年）もあり、総じて20%台を占めた。20%を割ったのは、1912年から1942年までの間に1914年（15.5%）、1916年（16.9%）、1917年（17.8%）の3年しかなかった。

全官立高等商業学校入学者中に実業学校出身者が占める比率は、1912年から1919年までは10%台で推移した。しかし1920年からは、30%前後の年が続いた。最も比率が大きかったのは1942年の37.7%であった。

これにくらべると、全官立工業専門学校入学者に占める実業学校出身者の比率はずっと小さかった。すなわち、1912年から1942年までの間で10%を越えたのは、1922年から1928年までの7か年と1940年の計8か年に過ぎなかった。他の年はおおむね5～9%で推移していた。工業学校からの上級学校進学には、農業学校や商業学校の場合以上に難しい問題があったのであろう。

しかし、実業学校から上級学校進学を希望した者は中学校卒業者よりはるかに少なかったと考えられるから、こうした数字は、実業学校が中学校に伍して中等学校としても機能していたことをしめしているといえてよいであろう。

以上に略述した措置をとおして、中学校と甲種実業学校（さらには師範学校）とを中等学校とみなす「中等学校像」は、1943年の中等学校令よりはるか以前から、国民大衆の間に定着していたとおもわれる。

一般大衆の中に形成された中等学校像はスポーツの世界にも反映しており、そこでは、中学校と実業学校とが同等の資格で参加していた。たとえば野球もそうであった。

夏の甲子園で催される全国高校野球選手権大会は、昨年（1995年）で第77回を迎えた。この大会は、1915（大正4）年に全国中等学校優勝野球大会として始められた。この大会は戦前は朝日新聞社主催、戦後は1946年に結成された全国中等学校野球連盟と朝日新聞社との共催となった。1948年の第30回大会からは学制改革に対応して全国高等学校野球選手権大会と呼ばれている。発足当初から各地区の優勝校が全国優勝を競う方式である。この全国大会へ出場する学校の種類には、戦前日本の一般大衆が描いていた中等学校像が反映していた。各地区を代表したのは中学校が多かったけれども、それだけではなく、第1回大会では、東京から早稲田実業学校が、福岡からは久留米商業学校が出場していた。長野代表は第2回から第5回まで連続して長野県師範学校が出場していた。師範学校からの出場は第24回大会（1938年）への青森県師範学校が



最後となった。

春の学年末休みの期間に開催される選抜高校野球は、1924(大正13年)の全国選抜中等野球大会として始められた(第1回選抜大会は名古屋で、第2回大会以降は甲子園で開催されている)。こちらの大会にも、最初から中学校と実業学校とが参加している。

ところで、第2次大戦期になると、実業学校に対しては進学を制限するよう、専門学校に対しては実業学校からの入学者数を制限するよう通達がたびたび出された。それにもかかわらず、実業専門学校入学者中に占める実業学校出身者の比率は変わらず、むしろ増加気味であった。

実業学校からの進学制限、実業専門学校における実業学校出身者の入学制限は、戦後直ちに撤廃された。しかし、敗戦の直前直後の統計には不備な点から多いので断言できないけれども、実業専門学校入学者中に占める実業学校出身者の割合は、むしろ戦後になって急減したようにおもわれる。戦後になって実業学校卒業者の進学要求が減退したとは考えられないので、実業学校から実業専門学校への入学者が何故減少したかが問題となる。この点についての筆者の考えは後にふれたい。

(旧制の)大学入学者中に占める実業学校出身者の占める比重に関する統計は知られていない。東京帝大をのぞく他の帝大や官立大学、私立大学の入学者中には、実業専門学校出身者ををはじめとするいわゆる傍系出身者が少なくなかった。これは、帝国大学が高等学校卒業者を第1位とするいわゆる優先入学制を採用していたため、高校出身者を合格としてなお定員に余裕がある場合に高校以外のいわゆる傍系学校出身者を入学させていたからである。その結果、よく知られているように、東北帝大をはじめ若干の帝大、官公私立大学の入学者には、実業専門学校出身者が少なくなかった。このことも、大学入学への道が多様であったことをしめしている<sup>12)</sup>。先頃逝去された元北海道大学教授の遠藤一夫氏は、工業学校から横浜工業専門学校へ生まれ、さらに東京工大にすすんだ方であった。このような系路を辿った人を調べることは、ある程度はできる筈である。すなわち、『大学一覽』等に入学者の名簿や出身学校が記載されていることがあるので、その前学歴までたどって調べることは不可能ではない筈であるけれども、かなり手数を要するしごとである。このような調査はまだ知られていない。

### アーティキュレーションの微妙な変化

簡単に結論をのべよう。

戦前のわが国の上級学校ことに官立実業専門学校の入学者選抜が下級学校の存在の多様性に柔軟に対応してきたことを略述した<sup>13)</sup>。この特質は、たんに上級学校が柔軟に対応したこと由来しているだけでなく、下級学校の構造にも内在していたのではないかと考える。というのは、もし仮に、中学校の教育課程に上級学校に進学してからの学習に不可欠の科目があり、実業学校の教育課程にはそれがなかったとしたら、入学試験をくぐり抜けたとしても、入学後の学習についていけない筈だからである。現実には、実業学校出身者が入学後の学習についていけなくて大抵は脱落したなどという事例はほとんど知られていない。

この点で想起されるのは、19世紀末から20世紀初頭までの欧米の古典的な中等学校では必ずラテン語、ギリシャ語等のいわゆる西欧古典語が課されていた<sup>14)</sup>のに、わが国では正系とされた中学校でさえこれらを全く課していなかった事実である。わが国では、西欧古典語を必修とする学校がなかったから、西欧古典語の学習の有無で中等学校と然らざる学校とを区分する制度、慣行は存在しなかった。このことが意味することは重要である。わが国の中学校で、また中学校から進学する上級学校の入学者選抜で重視されたのは、巷間に「国漢英数」といわれた如く国語、漢文、英語、数学を中核とし、それに歴史、地歴、物理、化学(初期には博物)をくわえたものであり、要するに、漢文をのぞくと、近現代の外国語であり、自然科学であり、社会科学の諸科目であった。わが国の中学教育にみられるこのような西欧の中等学校の教育との違いに着目して、わが国の中学校の教育は「実学主義」の性格をもっていたと特徴づける論者もある<sup>15)</sup>。

ラテン語を修得させる学校とそうでない学校とを区分する程の違いは、中学校と実業学校との間にはみられなかった。このような事情が、上級学校の入学者選抜に際して、正系とされていた中学校のみならず実業学校に対しても道を開かしたと筆者は考えている。

ところで、さきにも述べたように、実業専門学校への実業学校からの入学者は戦後になって減少した。理由はいろいろあるであろうけれども、実業学校から進学する敷居が高くなったことも、重要な要因ではなかったかと考える。

はっきり確認し得ない学校が多いけれども、ほとんどの学校は1943年、44年度の入試を最後に、無試験検定入試(いまのことばでいえば推薦入学)を廃止した。少なくとも、実業専門学校をふくむ官立学校の無試験検定入試は、1945年度入試から実施されなくなったとおもわれる。この点の解明は今後にまちたい<sup>16)</sup>。

中学校出身者と実業学校出身者とで学力検査科目の一部を変える方式も、実業専門学校の学校種別に学力検査科目を統一するという大戦末期の措置のなかで解消し、戦後には復活しなかったようにおもわれる。

さいごに、いくつかの実業専門学校が採用していた中学校出身者と実業学校出身者とは別に定員を設けて選抜する方式が問題となる。資料が甚だ乏しい時期なので確証はないのだけれども、大戦末期から戦後にかけての選抜方式の統一化という流れの中で解消したのではないかと考えられる。

以上をまとめてみれば、大戦最末期から敗戦直後にかけてのある意味では機械的な選抜方式の統一化という流れの中で、実業学校出身者に対してとられていた種々な配慮はなくなったということになる。なお蛇足までにつけくわえると、戦後は、徴兵制自体がなくなったから兵役上の特典がなくなったことはいまでもない。文官任用令もなくなったから、この面での特典もあり得ないことになった。国家公務員採用試験についていえば、職業学科出身者も普通科出身者と対等の資格で受験できるに過ぎない。

前述のように、『文部省年報』をふくむ敗戦直前直後の公式統計等の資料はひじょうに少ないので、ここへのべたことは、多分に筆者の現段階での推測ないし仮説をふくんでいる。より厳密な実証は今後の研究にまきたい。

入学者選抜に際して、すべての受験生に同一の学力検査科目を課し、同一の基準で採点し、その高得点者から順に合格者を決定するという方式は、たしかに、冒頭に紹介した公正・妥当の原則に合致している。しかしこの方式は、他面では、それだけでは、中等教育尊重の原則に合致しているとはいえないのではないだろうか。当時の中等学校には、中学校のほか実業学校や高等女学校もふくまれていたのだから、入学者選抜はこうした事情にも配慮することがもとめられていた筈だ、と筆者は考える。こうした事情が無視されて、事実上中学校出身者だけを基準とした学力検査が課されることになったため、ある意味では皮肉なことに、中等学校令によって正規の中等学校として法令上も位置づけられた後に、実業学校からの上級学校進学はむつかしくなってしまうと考えられる。

### アーティキュレーションをめぐる体験

ここで、主題にかかわる筆者の個人的体験にふれておく。

筆者は、空爆が激化する直前の1944年に東京から長野県岡谷市に疎開し、1945年4月に(旧制の)長野県

諏訪中学校に進学した<sup>17)</sup>。3年生になったばかりの1947年5月に急に父を亡くしたので、母だけでなく、筆者と高等女学校2年生になったばかりの妹も、学校を退学して父の勤めていた工場に働き始めた。近所の婦人(岡谷工業学校で紡織科の助手をしておられた竹内秀さん)に教えられて、筆者は6月半ばに長野県岡谷工業学校の夜学すなわち第二本科機械科に編入学した<sup>18)</sup>。筆者は、主事の村木勝一先生のはからいで、その第2学年に編入された。そのため、すでに第1学年で学習している専門科目、とくに実習と製図にはわからないことが多くて困った。製図担当の樋口光三先生が、他の生徒に課題を画かせている間、筆者を製図準備室に呼び入れて、基礎からていねいに解説して下さった親切は忘れられない。馴れない工場勤めを始めたばかりだったので、再び勉強できると意気込んでみたものの、一日の仕事で疲れ切ってしまううえ、わからない科目があると思うと、そうでなくとも重くなっている夜学に向かう足が重くなる。こんな筆者の気持を察して、同級生の藤白貞雄君は毎日のように夕方になると工場の門前に迎えに来て、引っ張るように学校まで同道してくれた。友人とは有り難いものである。

なお中学校3年生で中退した筆者が第2学年に編入されたのは1学年分下げられたのであり、専門科目を何も学んでいないのだからやむを得ないことだと当座はおもい込んでいた。しかし、間もなく、そのような理解は間違っていることに気づいた。第二本科は小学校高等科卒業を入学資格としていたので<sup>19)</sup>、年齢からいえば筆者は第1学年に編入すべきところだったのだ。こうしたわけで、筆者はのちに、夜間の定時制課程を卒業したのに、以前に中学校で同学年生だった友人たちと同じ年に大学を受験することができた。

話が先へすすんでしまったけれども、夜学に通い始めて間もなく、同校で化学を教えていた小口俊郎先生の勧めで、47年9月から昼は長野県岡谷工業学校の工業化学科の助手として働くことになった。生徒実験の試薬を調整したり、実験装置を準備したりすることが主な仕事であった。先生方はもちろん、同校の工業化学科を卒業して助手をしていた川口勝氏にも懇切な指導を受けた。この間に周知の学制改革が進行し、筆者らの通っていた夜学も1948年4月から新制工業高等学校の定時制機械課程となった。定時制に転換したことに伴う最も重要な変化は、昼間部からの兼任でなく、定時制課程専任の教員が配置されたことであった。筆者らのクラス担任は専任の片山恭寛先生だった。片山先生は、君たちは機械科なのだからといって、数学では微積分までを、物理では力学を徹底して指導された。

教科書にどう書いてあろうと、他の分野はほとんど何も教えないという徹底ぶりであった(片山先生は、昼間は文部省の給仕のようなことをしながら、夜は物理学校に通う夜学の経験者であった)。筆者は夜学の方は1950年3月に旧制の第二本科機械科を卒業した(つまり、旧学制最後の中等実業学校卒業生になった)。引き続き新制高等学校となった同じ学校の定時制機械課程の第4学年に進学した。

高校の最後の年すなわち1950年夏、諏訪中学校時代の友人が大学受験に夢中になっているのを見て、筆者も大学を受験しようと思立った。田舎に住む少年にはアルバイトで収入を得て昼間の大学に進学する道など考えられなかったから、進学先としては夜学のある大学を選ぶほかなかった。こうしてI期校としては学費の安い公立大学である東京都立大学を受験した。II期校としては横浜国立大学の二部を受験するつもりであったけれども、結局その必要はなかった。

学部選びについては、ちょっとしたアクシデントが筆者を理系学部に向かわせた。筆者は中学生の頃に英語と国語漢文が好きだったし、むやみに小説を読むなどどちらかといえば文系に向いているようにおもっていた。夜学に機械科を選んだのは、当時はまだ新制高校発足前で、近隣に機械科しか夜学がなかったからに過ぎない。ところで、1951年当時は、国公立大学進学希望者は、全国共通テストとして実施された進学適性検査(進適と略称)を受験しなければならなかった。

この進適受験の最中、筆者は1題勘違いしていることに気づいた。しかし決められた時間内に何題解けるかも問う方式だったから、見直す余裕はなかった。あとで結果をみると、文系としての換算点よりも、理系としての換算点の方が少しよかった。しくじった1題は文系の問題だったことが、ひびいていた<sup>29)</sup>。前年の都立大学の競争倍率は10倍を越えており(これは都立大がII期校だったためでもあった)、ことしも高倍率だったら進適の点数でいわゆる足切りをされるとされていた。足切りされてはつまらないとおもい、理系学部を選んだわけである。理系学部ということなら、自分が少しは馴れていた工学部を選ぶのはごく自然のことだった。筆者が受験した1951年度入試から都立大はI期校になり、そのためか倍率もさがり、結果として足切りはなかった。

大学入試の学力検査科目には当惑した。この年から国公立大学では、大学側の主張により、社会、数学、理科について入試2科目選択制を採用したからである<sup>29)</sup>。能力・適性原則が前面に出たわけである。昼間は工業化学科の助手として化学に馴れ親しんでいたし、

夜は機械科に学んでいた関係で、理科は躊躇なく物理と化学とを選択した。社会科と数学には困った。社会科については夜学では日本史しか習っていなかったからだ。結局、旧制中学校の時代に東洋史と西洋史とを少し習った覚えがあったことを手がかりに、もう1つの科目として世界史を選んだ。数学は、定時制で習った解析Ⅱのほかは、何が出題されるのか分からないままに「数学一般」という科目を選んだ。国語と英語はそれぞれ1科目だから選択の余地はなかったけれども、自分の学習水準の低いことが悩みで、これは、独習で少しでも補うほかなかった。2科目制にしたことは、高校一大学のアーティキュレーションを複雑にしたわけで、それが筆者のような者に大きな影響を与えることになったといえよう。なお念のためつけ加えると、さきにも少しふれたように、この時期の国公立大学の入学試験の学力検査は、理系、文系を問わず科目数も出題内容も共通であった。公正・妥当の原則が最優先されていたということであろうか。

以上のような状況だったからよもや合格すまいとおもっていたのに、合格してしまった(合格したのは、ずっとあとでわかったことだけれども、あまり人気のなかった工業化学科を第1希望としていたためかとおもわれる。筆者としては、工業学校の助手として馴れ親しんだ学科を選んだに過ぎなかったのだが)。

入学してからが大へんだった。さきに筆者は夜間部の如く書いたけれども、当時の都立大学のシステムは厳密には夜間部ではなく、早朝から夜9時過ぎまで1日8限開講する昼夜開講制であった<sup>29)</sup>。筆者のような夜間を主専攻とした学生は6、7、8時限の授業ばかりとっていたに過ぎない。いわゆる昼の学生が夜の授業を受けたりすることもあったせいで、先生方も夜の授業だからといって手加減したりしなかった(と筆者にはおもわれた)。寮生自治会で知り合った村口康雄君の勧めで、筆者が工学部4学年の秋から受講した塩田庄兵衛教授の経済学演習のように、夜間にもみ開講される授業すらあった。大学の授業は、学生の中には筆者のような実業学校出身者、定時制出身者もいることなどに全く無頓着に、全日制の高校普通科卒業生(ばかり)であることを前提としてすすめられたとしたか筆者にはおもいようがなかった。

そうしたなかで、一つだけ興味深い場面があった。筆者が入学した工学部工業化学科の学生には、第1学年で定性分析化学実験が必修とされていた。その最初の授業で、沈澱を洗う傾瀉(decantation)の説明が行われた。このような操作をする理由を尋ねられ、筆者が手をあげて答えると、「君は何故知っているか」

と尋ねられたので、「工業学校で工業化学科の助手をしていたから」と答えた。すると先生（毛利駿助教）は、君のような者はこの授業を受ける必要がないからといっていきなり未知試料の分析をさせられた。型通りに分析して結果を報告すると、単位はあげるからもうこの授業にはでないでよい、といわれた。わかっている学生に授業を受けさせる必要はないのだ、という興味深い経験をしたわけである。

しかしその反面で、わかっている学生とは別に、基礎学力がなくてわかっている学生にはいていねいに教えるというような措置はとられなかった。アーティキュレーションについての特別な配慮はなされなかったわけである。このため、筆者のような学生は学習面で苦労しなければならなかった。

なお筆者は、大学入学のために上京して暫くの間、入学式の日に知り合った友人・勝足勝丈君の紹介で、昼間は岡本機械製作所という小さな会社で減速機的设计に従事した。アルバイトの面では、工業高校の機械科で学んだことが役立ったわけである。注文に応じて、はす歯歯車（ヘリカルギア）2組を組み合わせたり、ウォームギアによるなどしてモーターの回転速度を所要の速度に変換する減速機を設計、製作、販売する会社であり、筆者は全体図から部品図の細部に至るまですべてを1人で設計した。月5,000円と給料は安かったけれども、面白い仕事であった。受注価格が高かった場合には、高価な軸受を選択し、歯車も厚めにするなど、総じて安全率を大きくとるけれども、買ったたかれた場合にはそれ相応に対応するなど、資本主義社会の技術の世界をかいまみることでもできた。同時に、生産技術の世界の合理主義やその厳しさも教えられた。たとえば、設計製図の世界では、図面合わせすべからず（図面の形でなく、記入された寸法を優先せよ）、あるいは寸法記入の重複を許さない、などの原則がある（ただしこれらの原則は、筆者が働いていた中小企業の世界でだけ通用していたのかも知れない）。ある時ベッド（機械の台の部分）を設計したとき、20センチメートルにするために200（ミリメートル）と書いたつもりだったのに、0を1つ余分につけて2000と書いてしまったことがある。この図面を受け取った現場は、上記の原則に従って2メートルの大きな台を作ってしまった。1台限りの注文生産だから僅少の損害で済んだけれども、大量生産であつたら大損害になるところであった。しかし工学部の2年生になって暫くしてから、工業化学科の学生がいつまでも機械設計をしていても仕方があるまいと小坂勇次郎先生が心配して下さって、東京工業試験所の助手として合成高分子化

学の研究室で働くようになった。

東京工業試験所とは、名称からは推測できないけれども、通商産業省の外局である工業技術院に属する化学系の大きな研究所であった<sup>29)</sup>。ここでは、直属上司である主任研究員の浜島求女氏（のち、宇都宮大学教授として転出された）から研究面でいまおもうと考えられない位懇切な指導を受けた。実験操作法はもちろんのこと、備に過ぎない助手に文献研究は本来必要ではなく、本務でないのだからむしろすべきでないと考えられていたのに、浜島氏はそんなことに頓着せずに指導をしてくれた（ちなみに、浜島氏は室蘭工専から東大理学部にすすんだ人であった。戦後は帝大の入学についても優先順位制は廃止され、学力試験だけで入学させるようになったから、女子をふくむ傍系学歴の学生も入学できるようになっていた）。

ついでにいうと、東京工業試験所では、研究の面白さ、厳しさも学んだ。研究所といっても役所には違くないから、学歴序列は厳しく、所長はじめ役職者の大部分は帝大出身者で占められていた。しかし筆者が所属した第二部の土屋知太郎部長は、桐生高等工業出身で、工学博士の学位をもつ油脂化学の権威という話であった。筆者は、御自身も研究に忙しくしていた土屋部長が部下の若い研究者の発表草稿を、赤字だらけになる程丁寧に指導しているのを何回も見ていた。筆者に対する浜島氏の指導もこれと同じやり方だった。

化学は内外ともに最も研究者の多い世界で、その研究者たちが先を競っていたから、当然のことに内外の研究動向に目配りすることも大事なしごとであった。化学研究の世界では、筆者が学び始めた頃はまだ19世紀以来の名ごりでドイツ語が主流だった。当時、東京工業試験所にはアメリカ軍がドイツで押収した大量の化学文献のフィルム（PB Reportといっていた）が入っており、これを紹介することも東工試の仕事の一つとされていた。浜島氏はこの仕事を筆者にも手伝わせて下さり、この中で筆者は文献抄録（いわゆる他人抄録）の作り方を学ぶことができた。1950年代に入って戦時中に途絶えていた英米の文献が入るようになると、急速に英語優位に転換していった。そんななかで浜島氏は、学生時代に1冊でも2冊でもよいから基本的な原書を読みあげるよう指導して下さった。大学の寮に帰れば囲碁に熱中するなまけ者で、そのうえ青年婦人部の委員に選ばれて労働組合の活動にも熱中したりした筆者は、Louis F. Fieser & Mary Fieser: Textbook of Organic Chemistry, 1952. を読みあげたに過ぎなかったけれども、これは勉強になった。後年、これが大きな3冊本の翻訳書として丸善から出

されたのをみて、感慨ひとしおであった。ここの労働組合は、官庁のことだから大したことができるわけではなかったけれども、研究者という人たちの性格なのか、みな真面目にやっていた。組合の幹部はみな非専従で、たてまえは選挙で選ばれていた。しかし実態はほとんど廻り持ちに近かった。そうしたなかで、仕事つまり研究面でしっかりした仕事をしていない組合役員は、組合活動の面でも仲間から信用がないらしいという興味深いこともわかってきた。

しかし筆者は、結局、化学の研究者にはならなかった。なろうとおもわなかったわけではない。少しは専門科目も学び始めた大学3年の時、筆者は国家公務員試験の5級職(短大卒程度)を受けて合格した。採ってくれるとしたら化学の仕事に従事する職場として最も大きい東京工業試験所の筈だとおもったけれども、結局何の音沙汰もなかった。この経験から夜学生は採ってくれないのかも知れない、と思い込んでしまい、大学卒業時には6級職の試験を受けることなく、工学部を卒業すると同時に教師になる道を選んだ。とくに教師が好きだからそうしたのではなく、東京工業試験所で助手をしながら夜学に通っている人の多くが選ぶ道であり、筆者もそれにならったに過ぎなかった。なお、東京工業試験所は、のちにつくば研究学園都市に移転して化学技術研究所と改称し、のちさらに改称して現在は物質工学工業技術研究所となっている。

技術や自然科学の世界で育てられた筆者が技術教育の研究に関心をもち始めたのは、中学校の職業科(現在の技術科の前身)の教師になってからである。1958年に中学校学習指導要領が全面改正され、中学校に技術・家庭科が誕生した。技術に関する教科が生まれたことの重要性和その内容の貧弱さが筆者の関心をひいた。このことにつき59年秋の東京都教職員組合連合(都教連)の教育研究集会で報告する機会があった。たまたまその分科会に、のちに名古屋大学における筆者の先任教授となる長谷川淳先生(当時東京工大助教授)、当時若くして俊秀の名が聞こえていた哲学の芝田進午氏(当時、法政大学助教授、のち広島大学教授)、戦前から技術史、技術論の草分けとして知られた岡邦雄氏、筆者より少し早くから技術教育の勉強を始めておられた原正敏氏(当時、都立世田谷工業高校教諭、のち、東大教授)がおられ、この機会を契機に、これらの方々から技術教育の理論を学ぶことができるようになった。とくに長谷川先生からは、教室で講義を聞いたことは一度もなかったけれども、以後多くのことを学んだ。普通の人にくらべると遅れて教育研究者への道をスタートしたわけである<sup>29)</sup>。しかし、研

究環境にはことのほか恵まれた。

たまたま1960年という年は、安保条約反対の闘いが高揚した年であり、同時に池田内閣の国民所得倍増計画が始められた折でもあり、一般の社会でも技術教育や高等教育への関心が高まっていた。1960年1月には、長谷川淳、原正敏、山崎俊雄(当時、東京工大助手、のち広島大学教授)3氏の呼びかけで技術教育研究会が結成された<sup>30)</sup>。この研究会には創立から参加した。今日に至るまで筆者が仲間たちと共に技術教育を学ぶ重要な場の一つとなっている。また同年秋には桐原葆見(労働科学研究所員)と細谷俊夫(元名古屋大学教授、当時、東大教授)両氏の呼びかけで日本産業教育学会が発足した。筆者はこの学会にも発足時から参加する機会にめぐり合わせた。同年夏から、教科研(当時は教育科学研究全国協議会の略称だった、現在の教育科学研究会)にも参加するようになった。社会と子どもの変化をリアルにとらえ、教育政策を緻密に分析し、科学的な教育学をめざす努力、そして鋭敏な民主主義的姿勢に貫かれる教科研の活動はひじょうに魅力的であった。その魅力は貴重なものだったので、例年8月上旬に開かれる教育科学研究会の全国大会には、筆者は1961年以来1994年まで欠かさず参加した(1995年の大会は、筆者が代表を勤めている技術教育研究会の全国大会の日程と重なったので、参加できなかった)。

1960年秋に、日教組(日本教職員組合)本部の高校部と教文部の世話で、中等教育研究委員会が組織された。筆者のような現場教師はむしろ少なく(原正敏氏は61年4月から東大へ転任していた)、宮原誠一(当時、東大教授)、吉田昇(当時、お茶の水女子大教授)、小川利夫(当時、日本社会事業大学助教授、のち名古屋大学教授)、宮坂広作(当時、お茶の水女子大学助教授、のち東大教授)、林淳一(当時、東京歯科大学助教授)、長谷川淳の諸氏のような研究者が多く、ここでの活発な議論や実態調査に参加したことは有益だった<sup>30)</sup>。この研究会での討論を通して、教育学の世界では高校教育研究が事実上未開の分野に属しているらしいことも少しずつわかってきた<sup>29)</sup>。

ところで筆者は、60年4月から東京都立化学工業高校に転任し、高校職業教育の一端をになうようになった。担任として卒業させた生徒の大部分は就職したけれども、なかには大学進学をめざす生徒もおり、1年間浪人してめざす国立大学に入学した卒業生もあった。こんどは教師として、生徒たちのアーティキュレーション問題に直面したわけである。

いうまでもなく、筆者に生徒としてあるいは教師としての体験があったからアーティキュレーション問題

を自覚化し得た、というわけではない。むしろここには、なまじの体験が教育事象を科学の対象としとらえることを困難にしている、という教育学が不可避的にもつ難点があった。主題から外れるので省略するけれども、筆者は65年4月から76年3月まで専修大学に勤務し、76年4月に名古屋大学に赴任した。名大に赴任した直後に（これ自体は偶然のことだが）、『高校教育論』という小著を刊行した。この時期にも、高校入試、大学入試の問題の重要性を自覚してはいたけれども、問題にたち向かうメスが当時の筆者にはまだなかった。月並みの評論家風の文章をさしはさむ気もしなかった。この小著では高校入試、大学入試の問題には触れなかった。いや触れることはできなかった。

名大に赴任してから暫くして大田堯先生をキャップとする大学入試制度研究のプロジェクトに参加したり、扇谷尚先生が熱心に唱道していた大学の一般教育の研究に触発されたりするなかで、アメリカの教育学において発達し、いまでは各国で注目されているアーティキュレーションという概念に気づいた。これで高校入試、大学入試といわれる問題を教育学的に分析することができそうだと見通しがついた。筆者のこの着想につき石黒一三教授が熱心に討論して下さったことは忘れられない。アーティキュレーションの問題について考察した筆者の最初の文章は、『教育』1977年10、11月号に載った「高校入試制度改革の基本問題」であった<sup>28)</sup>。ほぼ同じ頃、東京大学の宮沢康人氏の提唱で組織されたアメリカ教育史研究会がアーティキュレーションの研究に取り組んでいた。この動きは、筆者の研究関心を勇気づけるものであった。その報告書<sup>29)</sup>には、さきに筆者が『教育』誌に書いた文章も引例されている。また、戦後の大学入試における学力検査科目（の数）の改訂問題については、いま早稲田大学にいる細金恒男氏の精緻な実証研究に学ぶことが多かった。

技術教育研究についていえば、それまでの筆者の経験や学習は、（ここで詳しくのべることはできなかったけれども、工学部学生の時代に1学年上の岡本洋三氏＝現鹿兒島大学教授に誘われて技術論、技術史のサークルに参加したことをふくめて）そのほとんどすべてが後の技術教育研究、職業教育研究の糧になった。1976年4月から名古屋大学教育学部で20年間もの間研究し教育するしごとに従事するようになってからはもちろんのこと、それ以前から、筆者は、友人、先輩、同僚の諸先生、さらに若い人びとをふくめて、環境にはとこのほか恵まれたことを感謝している。ことに1980（昭和55）年4月には、学部の強力な意向と関係方面の支持、理解を得て、技術教育学という本邦唯一

の講座が名大教育学部に新設されたことは特筆しておくなくてはならない。この機会に、関係各位に深甚な謝意を表しておきたい。

## むすび

ところで話を元に戻すと、95年3月の文書が職業学科出身者については別枠選抜するよう提言していたことを冒頭に述べた。かりにこの措置で入学した学生は、入学後に学習面でかなりの苦勞をすることになる筈である。この点で、前述の報告書ではふれられていないけれども、最近の文部省は、大学における補充ないし補習教育ということをしており、必要ならばそのための補助をするといっていること<sup>30)</sup>が注目される。ここで、話題をもう一度元に戻して、冒頭に紹介した新潟大学工学部のとり組みについてふれる。

同学部は、今回新たに実施する職業学科出身者に対する別枠選抜に先だって、1995年度から推薦入学を実施しており、その中で、職業学科出身と指定する推薦入学を実施した。機械システム工学科を例にとると、工業に関する学科出身者5名、それ以外の学科出身者5名を募集した。合否は出身学校の推薦書と面接で決められ、大学入試センター試験の受験を要しない。同学科の場合、工業科出身者7名、その他の学科出身者26名の応募があり、それぞれ5名を合格とした。学部全体としては、工業科出身者25名の募集に対して出願者30名、合格者19名、その他の学科出身者49名の募集に対して出願者は164名、合格者は52名であった。工業科出身の出願者の少ないことに問題が感じられる。工業科の生徒にあきらめムードがあるのだろうか。

工業など特定の学科出身者に限定して推薦入学を実施している大学は、他にも少なくない。日本工業技術教育学会が実施した「高等教育との接続を考慮した職業学科の教育内容及び指導方法に関する調査研究（中間まとめ）」（1995年3月）によると、4年制大学105校（国立47、公立17、私立41）がこの方法で推薦入学を実施している<sup>31)</sup>。

新潟大学工学部が注目されるのは、こうして推薦入学で入学した職業学科出身の学生に対して、普通科出身の一般学生よりは当然に学力不足となっているであろう英語、数学、物理、化学について補習教育を実施していることである<sup>32)</sup>。実施され始めたばかりで、実施方法やその成果などについてはまだ詳細に接していない。大学側に余分の負担をかけることになるのは目にみえているけれども、こういう措置が工夫されてこそ、別枠入試の存在価値もあり、本当の意味での高校－大学の接続関係（アーティキュレーション）が保証さ

れるといえるのではないかと考える。

ここで少しく視野を広げてみると、近年の大学(4年制学部)では、学内の転学部、学部卒を受け入れる学士入学だけでなく、短期大学卒業者や高等専門学校卒業者を三年次生として編入させる措置をとる大学が増加している<sup>39)</sup>。大学が高卒者だけでなく社会人などに対して受け入れ枠を作りはじめていることは周知のところであるが、近年はそれだけでなく、高卒-短大-学部というような新しい進学経路をも作りだしているわけである。これなども、公平原則に固執してきた大学入学者選抜のシステムがようやく柔軟化し始めた新しい流れの一環といえよう。公平原則に反するという意見がないわけではないけれども、こういう経路のアーティキュレーションがうまくいって、能力適性原則が守られるのだとすると、一発勝負ですべてが決められてしまうと考えられてきた大学入学者選抜についての考え方も、少しは変わってくると期待できるかも知れない。

#### 〔註〕

- 1) 全文は、『産業教育』No.539, 1975年5月臨時増刊号に収録されている。
- 2) その概要については、拙稿「高校教育改革の現段階—1994年—」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第41巻第2号, 1995年3月, を参照。
- 3) 1995年10月29日の日本産業教育学会第36回研究大会における池田大祐文部省職業教育課長の発言。
- 4) この報告については、同じ時期にうち出されている他の施策との関係で、多面的な意味を読みとるべきだという見解もある。例えば、西本勝美「〈解題〉『スペシャリストへの道』職業教育の活性化方策に関する調査研究会最終報告(1995年3月)」『教育』1995年12月号, を参照。ただし西本は、筆者がここでとりあげる論点をあまり重視していない。
- 5) 筆者は、この「アーティキュレーション」を青木一他編『現代教育学辞典』労働旬報社, 1988年, の1項目として解説したことがある。
- 6) この原則は、文部省が各大学に毎年通知する「大学入学者選抜実施要項」の冒頭の記事を、筆者が整理したものである。3つの原則の順序や文章表現は、長い間には微妙な変更があった。詳細は、拙著『大学入試制度』1984年, の8-14頁を参照。
- 7) 竹内洋『日本のメリトクラシー』1995年, 東京大学出版会, 1-2頁。
- 8) 以上にのべた徴兵令及び文官任用令による実業学

校に対する認定の経過については、還暦を超えてから大学院に学んでいる篤学の士である森川治人氏の1995年度修士学位論文『明治期における商業学校学科課程に関する実証的研究』に負うところが大きい。

- 9) 「専門教育」を施し、同時にしばしば「高等教育」の一角に位置づけられるこの専門学校の存在の特異性、重要性については、天野郁夫『旧制専門学校論』1993年, 玉川大学出版部(旧版『旧制専門学校論』1978年, 日本経済新聞社, に若干の関連論稿をくわえたもの), がくわしい。ただし天野は、筆者が本稿で注目した専門学校の存在が同時に実業学校に対して学校体系上に特異な位置づけを与えることになった点については、ほとんど言及していない。
- 10) 盛岡高等農林学校と横浜高等工業学校の無試験検定入試の詳細は、拙稿「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史—盛岡高等農林学校の例を中心に—」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第30巻, 1984年3月, 参照。
- 11) 官立実業専門学校入学者の入学前の学歴につき筆者が調べた結果の詳細は、拙稿, 前掲「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史」, 230-232頁を参照。
- 12) 本稿の主題から少し外れるので、ここでは、旧制大学の入学者選抜方式とその実態については、これ以上ふれない。詳しくは、拙稿『大学入試制度』25-28頁, および『昭和62年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書 わが国大学入学試験制度史の総合的調査研究(アーティキュレーション問題を中心に)』などを参照。
- 13) 官立実業専門学校, ひろくは専門学校と下級学校との接続関係(アーティキュレーション)は柔軟であった, と一般的にいうことはできない。法令上禁止されていたのではないにもかかわらず, 官立専門学校は, 東京音楽学校を唯一の例外として, 女子の入学を認めていなかったからである。帝国大学への女子の入学問題についての研究が知られているけれども, 高等女学校からの上級校進学問題については, 意外に研究が少ない。この点については, 井上恵美子・伊藤めぐみ「旧学制下における『共学』—『別学』の存在構造」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第39巻第1号, 1992年11月, を参照。
- 14) 大学に至るいわゆる正系の学校ではラテン語, ギリシャ語の学習の比重が大きかった事実を, その道を通して形成された西欧の「教養人」はとりたてて描いたりしない。それは, わが国の「教養人」が中学校, 高等学校の教育内容の特質をとりたてて描いたりしないのと同じである。ここに, 教育の比較研

- 究のむつかしさと面白さの一つがひそんでいる。この点で、望田幸男編『国際比較 近代中等教育の構造と機能』1990年、名古屋大学出版会、とくにここに収録された望田幸男「ギムナジウムにおけるラテン語教育の歴史的推移」は興味深い。なお、M. クラウス望田幸男他訳『ドイツ・ギムナジウム200年史』1986年、ミネルヴァ書房、をも参照。
- 15) 谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説——実学主義中等教育の摂取と展開』1988年、第一法規出版。
- 16) 1946年度の入試に関する告示には、「無試験検定ニ依ル入学者選抜ハ学則ニ拘ワラズ今回ハ行ハザルモノトス」とある。この年だけでなく、以後無試験検定入試が復活することはなかった。
- 17) 長野県諏訪中学校については、長野県諏訪清陵高等学校『清陵八十年史』1981年、を参照。なお同校同窓会は、卒業者ではなく入学者をもって会員としているので、筆者も同窓会員に数えられている。
- 18) 元来、1943年の中等学校令は中学校、高等女学校、実業学校を法令上の同格の学校として位置づけていた。具体的にはこれら学校の相互間の転学もできるようになった。海後宗臣はこの改革の意義を高く評価して、『教育思潮研究』別冊の『国民教育の動向』（1943年8月）に「中等学校制度の伝統と問題」という注目すべき論文を書いている（『海後宗臣著作集 第10巻』東京書籍、1981年、に収録されている）。もし、当時の中学校の教師がこうした事情を教えてくださいましたとしたら、筆者は、退学、編入などの段階を経ずに転校することができた筈であった。
- 19) 長野県岡谷工業高等学校『岡谷工業高校七十年史』1981年、を参照。
- 20) 当時の進適のあり方については、拙稿「大学入試の歴史（第15回）新制大学入試はじまる（Ⅱ）」『大学進学研究』第53号、1988年1月、を参照。
- 21) 新制大学の発足当初には、入試の学力検査科目は、国語、社会、数学、理科、外国語とも1科目選択制とされた。これに対して大学側は不満をもち、文部省、高校、大学のあいだでの厳しい折衝の末、文部省が譲歩するかたちで、社会、数学、理科につき2科目選択制を採用することが容認された。詳しくは、拙稿「大学入試の歴史（第18～21回）学力検査科目をめぐる確執（1-4）」『大学進学研究』第56、58、59、60号、1988年7月～1989年3月、を参照。
- 22) 東京都立大学の昼夜開講制については、『東京都立大学三十年史』1981年、71～81頁を参照。
- 23) 東京工業試験所は、歴史の古い国立の試験研究機関である。詳細は、工業技術院化学技術研究所編『化学技術研究所八十年史』1980年、などを参照。
- 24) 筆者が技術教育研究に関心をもつに至った直接のきっかけは教職員組合主催の研究会であったけれども、だからといって科学としての研究＝アカデミズムを軽視したわけではない。このことをふくめて、これ以後に筆者が教育研究者として成長する過程については別稿「戦後50年と技術教育・職業教育研究の課題」『技術教育・職業教育の諸相』1996年3月刊行予定、大空社、において触れており、本稿の主題からやや外れるので、ここでは省略する。
- 25) 技術教育研究会発足の経過については、初代事務局長の原正敏による「技術教育研究会の足どり(1)～(8)」『技術と教育』第251、252、254、256、257、258、259、262号を参照。
- 26) この研究委員会は、異例に長く続いた。ここでの研究活動の成果は、筆者の手元にあるものをみると、『後期中等教育問題の視点』（のち『中等教育問題の視点』）として1969年まで刊行された。
- 27) 高校教育研究の発展の概要については、拙稿「高等学校制度研究の視角と方法——佐々木輝雄氏の高校職業教育研究についてのメモ——」『学校の職業教育——中等教育を中心に——佐々木輝雄職業教育論集 第1巻』1987年、多摩出版、を参照。
- 28) この文章は、ほぼそのまま小著『高校教育の展開』（1979年、大月書店）に収録されている。
- 29) アメリカ教育史研究会『アメリカ学校制度体系における Articulation 成立史の研究』1979年3月〔昭和53年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書〕。
- 30) たとえば、村田直樹「大学における補習教育の実施状況——新たな予算措置とその背景」『IDE 現代の高等教育』1995年5月号、などを参照。
- 31) 前掲、『産業教育』No.539、75頁。
- 32) 新潟大学工学部『平成7年度補習教育概要』。
- 33) すでに、このテーマに的をしばった『大学転部・編入ガイド』（中央ゼミナール編、1994年初版、95年第2版、東京図書）とか『大学転部・編入 試験問題集』（同上編、1994年、東京図書）などが刊行されている。